

5) 利用入所のための認定基準の決定 → 3制度とも「公」が関与し決定

- (1) 保育制度 → ○国の政令に基づき市町村が条例で基準制定
- (2) 障害者自立 → ○国と市町村の障害程度区分「非該当、1～6」
- (3) 介護制度 → ○国・自治体の要介護度基準「要支援1・2」と「要介護1～5」の7段階

6) 施設の利用方法

- (1) 保育制度
 - (2) 障害者自立
 - (3) 介護制度
- 各制度とも ○ 行政(市町村)
: いずれの制度も利用者本人、保護者による自己申請

7) 契約形態・利用の仕組みの制度

- (1) 保育制度 → ○事業所(保育所)と行政との委託契約並びに利用者と行政の利用契約
- (2) 障害者自立 → ○利用者と事業主体との契約
- (3) 介護制度 → ○利用者と事業主体との契約

8) 事業主体・参入状況

- (1) 保育制度 → ○ 企業含む多様な経営主体による認可保育所
- (2) 障害者自立 → ○ 第二種社会福祉事業対象については企業含む多様な経営主体
(但し実態としては企業参入は少ない、採算性等も課題) ※
- (3) 介護制度 → ○ 企業含む多様な経営主体(市場化が導入されていることから民間を中心事業展開の状況) ※

※ (2)障害者自立(3)介護保険ともに「都道府県・政令市・中核市が、要法人格等の国が示した指定基準を元に指定する。また、市町村でも基準該当として非法人等の基準を元に事業者指定できるが、基準該当は、指定市町村内でのみでしかサービス提供できない。」

9) ナショナルミニマム、セーフティーネット(利用者・従事者の処遇・生活保障)

- (1) 保育制度 → ○ 児童福祉施設最低基準(問題点が多い・基準の向上が課題)
- (2) 障害者自立 → ○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (3) 介護制度 → ○ 介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)(指定基準)
介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準について(平成12年老企第44号(基準通知))

2. 利用者、従事者から寄せられている 障害者自立支援制度と介護保険に対する 批判と問題点